

四半期報告書

(第8期第2四半期)

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【生産、受注及び販売の状況】	6
2 【経営上の重要な契約等】	6
3 【財政状態及び経営成績の分析】	6
第3 【設備の状況】	17
第4 【提出会社の状況】	18
1 【株式等の状況】	18
2 【株価の推移】	24
3 【役員の状況】	24
第5 【経理の状況】	25
1 【中間連結財務諸表】	26
2 【その他】	81
3 【中間財務諸表】	82
4 【その他】	90
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	91

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月25日

【四半期会計期間】 第8期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 中央三井トラスト・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Chuo Mitsui Trust Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 田 辺 和 夫

【本店の所在の場所】 東京都港区芝三丁目33番1号

【電話番号】 東京(5445)3500(大代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部次長 鈴 木 啓 介

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝三丁目33番1号

【電話番号】 東京(5445)3500(大代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部次長 鈴 木 啓 介

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成18年度	平成19年度
		(自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	214,259	239,355	209,812	447,101	459,100
うち連結信託報酬	百万円	37,228	35,948	30,832	75,565	68,644
連結経常利益	百万円	68,498	64,068	26,920	159,973	125,387
連結中間純利益	百万円	66,981	35,572	13,787	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	112,793	71,837
連結純資産額	百万円	993,506	1,088,081	867,573	1,137,364	1,019,214
連結総資産額	百万円	13,415,233	14,371,788	15,209,964	14,090,523	14,472,837
1株当たり純資産額	円	540.68	628.37	450.30	661.98	512.15
1株当たり中間純利益金額	円	78.62	38.03	13.03	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	123.33	70.55
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	38.46	19.82	8.11	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	62.88	40.03
自己資本比率	%	6.6	6.8	4.7	7.1	6.0
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△119,904	356,416	929,472	521,847	427,967
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△89,934	△399,404	△579,809	△568,004	△574,244
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△19,173	△44,818	△186,067	△2,754	△4,888
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	122,562	215,603	315,123	303,133	151,850
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	8,131 [1,582]	9,131 [888]	9,257 [898]	8,150 [1,526]	9,037 [872]
合算信託財産額	百万円	45,704,906	48,209,719	47,100,711	45,154,063	48,171,712

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 5 平成20年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 6 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算しております。なお、該当する信託業務を営む会社は中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社であります。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
営業収益	百万円	24,717	31,404	15,682	25,832	186,754
経常利益	百万円	21,583	27,730	11,422	19,118	179,246
中間純利益	百万円	21,634	27,754	11,416	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	19,156	179,410
資本金	百万円	261,579	261,608	261,608	261,608	261,608
発行済株式総数	千株	普通株式 905,275 第二種優先 株式 93,750 第三種優先 株式 156,406	普通株式 987,551 第二種優先 株式 93,750 第三種優先 株式 133,281	普通株式 1,157,551 第二種優先 株式 93,750 第三種優先 株式 31,468	普通株式 905,329 第二種優先 株式 93,750 第三種優先 株式 156,406	普通株式 987,551 第二種優先 株式 93,750 第三種優先 株式 133,281
純資産額	百万円	578,650	596,931	621,655	578,232	748,578
総資産額	百万円	683,720	704,193	772,180	717,069	898,904
1株当たり配当額	円	普通株式 — 第二種 優先株式 — 第三種 優先株式 —	普通株式 — 第二種 優先株式 — 第三種 優先株式 —	普通株式 — 第二種 優先株式 — 第三種 優先株式 —	普通株式 5.00 第二種優先 株式 14.40 第三種優先 株式 20.00	普通株式 7.00 第二種優先 株式 14.40 第三種優先 株式 20.00
自己資本比率	%	84.63	84.76	80.50	80.63	83.27
従業員数	人	52	69	88	57	77

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	9,257 [898]
---------	-------------

- (注) 1 従業員数は就業人員数であり、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員916人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、〔 〕内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書で記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	88
---------	----

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結会社)が判断したものであります。

(業績の状況)

○金融経済環境

当第2四半期連結会計期間の経済環境を顧みますと、海外では、食料・エネルギーなど資源価格高騰の影響に加え、9月には米大手証券の経営破綻を契機に世界的な金融危機が広がり、景気の減速が顕著なものとなりました。わが国についても、世界景気の減速に伴う輸出の増勢鈍化や企業マインドの慎重化などから、景気は停滞状況に陥りました。

金融市場に目を転じますと、短期金利は日本銀行の誘導目標である0.5%近辺で推移しました。また、長期金利は7月上旬には1.6%台にありましたが、国内景気の下振れ懸念等から、当第2四半期末には1.4%台となりました。日経平均株価は、7月中は概ね13,000円台で推移しましたが、世界的な金融危機を背景に大幅に下落し、当第2四半期末には11,000円台となりました。為替市場では、7月上旬の1ドル=105円台から8月中旬の110円台まで円安・ドル高で推移しましたが、9月以降円高に転じ、当第2四半期末には104円台で取引を終えました。

○業績

このような経済・金融環境のもと、当グループは、収益性や成長性が高いと見込まれる分野への経営資源の重点配分などを通じ、『収益構造の転換による業務粗利益の拡大にグループ総力を挙げて改めてチャレンジし確実に実現していく』ことをグループの基本方針として掲げました。この方針のもと、リテール信託業務、バンキング業務、不動産業務、証券代行業務などを担う中央三井信託銀行と、年金信託業務、証券信託業務などを担う中央三井アセット信託銀行に加えて投資信託委託業務を担う中央三井アセットマネジメントおよびプライベートエクイティファンド運營業務を担う中央三井キャピタルなど、グループ内の各社が、さまざまな活動を展開してまいりました結果、当第2四半期連結会計期間の業績は、以下のとおりとなりました。

資産負債の状況につきましては、総資産は、当第2四半期連結会計期間中1,973億円(当中間連結会計期間中7,371億円)増加し15兆2,099億円となりました。このうち貸出金は当第2四半期連結会計期間中5,231億円(当中間連結会計期間中2,741億円)増加し8兆1,261億円、有価証券は当第2四半期連結会計期間中2,597億円減少(当中間連結会計期間中5,492億円増加)し5兆1,972億円となりました。預金は、当第2四半期連結会計期間中3,251億円(当中間連結会計期間中3,957億円)増加し8兆5,630億円となりました。純資産は、公的資金返済に伴う自己株式の取得及び消却の実施並びにその他有価証券評価差額金の減少等により、当第2四半期連結会計期間中2,000億円(当中間連結会計期間中1,516億円)減少して8,675億円となりました。なお、信託財産総額(中央三井信託銀行・中央三井アセット信託銀行単純合算)は、当第2四半期連結会計期間中6,931億円(当中間連結会計期間中1兆710億円)減少し47兆1,007億円となりました。

当第2四半期連結会計期間の損益状況につきましては、経常収益は1,088億円、経常費用は1,010億円となりました結果、経常利益は77億円、四半期純利益は41億円となりました。事業の種類別セグメントの業績は、信託銀行業については、経常収益が1,067億円、経常費用が981億円となりました結果、経常利益は86億円となりました。金融関連業その他については、経常収益が81億円、経常費用が91億円となりました結果、経常損失は9億円となりました。

当中間連結会計期間の損益状況につきましては、経常収益は前年同期比295億円減少し2,098億円、経常費用は前年同期比76億円増加し1,828億円となりました。この結果、経常利益は前年同期比371億円減少し269億円、中間純利益は前年同期比217億円減少し137億円となりました。また、1株当たり中間純利益は、13円3銭となりました。事業の種類別セグメントの業績は、信託銀行業については、経常収益が2,050億円、経常費用が1,766億円となりました結果、経常利益は284億円となりました。金融関連業その他については、経常収益が300億円、経常費用が175億円となりました結果、経常利益は124億円となりました。

(キャッシュ・フローの状況)

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが1,589億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローが985億円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローが1,360億円の支出となりました。

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の純増等により、前年同期比5,730億円増加し、9,294億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券関係の支出の増加を主因として、前年同期比1,804億円減少し、5,798億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出の増加を主因として、前年同期比1,412億円減少し、1,860億円の支出となりました。

以上の結果、「現金及び現金同等物の中間期末残高」は、前年同期比995億円増加し、3,151億円となりました。

(事業上及び財務上の対処すべき課題)

世界的な金融危機が広がり、世界景気の減速が顕著となる中、国内の景気も停滞が長引く可能性が高まっています。こうした厳しい事業環境下、当グループでは、収益構造の転換による業務粗利益の拡大にグループ総力を挙げて改めてチャレンジし、収益力の強化を図っていきます。

これまで、『貯蓄から投資へ』の流れなどを背景に成長が見込まれる投信市場や不動産市場に関連する業務を重点的に推進してきましたが、さらに、貸出関連業務については、従来から注力してきた住宅ローンへの積極的な取り組みに加えて、ビジネスチャンスが見込まれる海外向け投融資、良質な事業会社融資やノンリコースローンの案件についても積極的に取り組んでいきます。

これらの収益性や成長性が高いと見込まれる分野には、人員、経費の重点的な配分を行い、事業戦略の確実な実現を図っていく方針です。

また、CSRについては、今後とも金融機関としての公共的使命を十分に意識し、グループを挙げて活動を推進します。

一方、昨年3月末より自己資本比率に関する新しい規制(「バーゼルⅡ」)が適用開始となったことに加えて、金融商品取引法などが施行されたなか、リスク管理や法令遵守の重要性がますます高まってくるものと考えられます。このため、当グループでは事業に内在するリスクを的確に把握し管理するための体制を拡充していくとともに、全役職員の法令遵守徹底に対する取り組みをより強化していきます。さらに、財務報告の信頼性確保を目的として本年度から導入された「財務報告に係る内部統制報告制度」についても的確に対応していきます。これらの取り組みのために、社内の仕組みの有効性や実効性を自らがチェックする内部監査機能の充実に努め、主体的に問題を把握し改善していく体制も一層強化していきます。

(1) 国内・国際業務部門別収支

信託報酬は169億円、資金運用収支は331億円、役務取引等収支は245億円、特定取引収支は6億円、その他業務収支は△30億円となりました。

業務部門別にみますと、国内業務部門は、信託報酬が169億円、資金運用収支が255億円、役務取引等収支が284億円、特定取引収支が1億円、その他業務収支が△5億円となりました。

国際業務部門は、資金運用収支が77億円、役務取引等収支が△44百万円、特定取引収支が5億円、その他業務収支が△24億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
信託報酬	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	16,957	—	7	16,950
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	25,512	7,717	49	33,180
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	46,630	15,664	2,802	59,493
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	21,118	7,947	2,752	26,312
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	28,449	△44	3,873	24,531
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	35,966	527	8,549	27,944
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	7,517	571	4,676	3,412
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	131	529	—	660
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	131	565	—	696
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	35	—	35
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	△598	△2,496	△44	△3,050
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	297	983	△44	1,326
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	896	3,480	—	4,376

(注) 1 「国内業務」とは、信託銀行連結子会社の円建取引ならびに当社及びその他の国内連結子会社に係る取引であります。また「国際業務」とは信託銀行連結子会社の外貨建取引及び海外連結子会社に係る取引であります。ただし信託銀行連結子会社の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、信託銀行連結子会社の国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借取引、ならびに連結会社相互間の内部取引金額であります。

(2) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は279億円、役務取引等費用は34億円となりました。

業務部門別にみますと、国内業務部門の役務取引等収益は359億円(うち信託関連業務は208億円)、役務取引等費用は75億円となりました。

国際業務部門の役務取引等収益は5億円、役務取引等費用は5億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	35,966	527	8,549	27,944
うち信託関連業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	20,813	—	3,642	17,170
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,405	66	198	1,273
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	285	—	—	285
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	3,187	443	1,615	2,015
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	6,166	0	—	6,166
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	98	—	—	98
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	2,036	16	1,277	776
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	7,517	571	4,676	3,412
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	88	121	—	210

(注) 1 「国内業務」とは、信託銀行連結子会社の円建取引ならびに当社及びその他の国内連結子会社に係る取引であります。また、「国際業務」とは信託銀行連結子会社の外貨建取引及び海外連結子会社に係る取引であります。ただし、信託銀行連結子会社の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、連結会社相互間の内部取引金額であります。

(3) 国内・国際業務部門別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益は696百万円(うち特定金融派生商品収益574百万円)となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	131	565	—	696
うち商品有価証券収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	2	—	—	2
うち特定取引有価証券収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	△9	—	△9
うち特定金融派生商品収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	574	—	574
うちその他の特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	128	—	—	128
特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	35	—	35
うち商品有価証券費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	35	—	35
うち特定金融派生商品費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内業務」とは、信託銀行連結子会社の円建取引ならびに当社及びその他の国内連結子会社に係る取引であります。また、「国際業務」とは信託銀行連結子会社の外貨建取引及び海外連結子会社に係る取引であります。ただし、信託銀行連結子会社の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、連結会社相互間の内部取引金額であります。

3 内訳科目はそれぞれの収益と費用で相殺し、収益が上回った場合には収益欄に、費用が上回った場合には費用欄に、上回った純額を計上しております。

(4) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算しております。

信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産						
科目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	714,731	1.48	633,715	1.34	676,854	1.41
有価証券	8,254,379	17.12	8,090,055	17.18	8,306,969	17.24
信託受益権	30,933,107	64.16	29,863,364	63.40	30,578,599	63.48
受託有価証券	267	0.00	205	0.00	267	0.00
金銭債権	1,775,123	3.68	1,610,368	3.42	1,728,752	3.59
有形固定資産	4,975,150	10.32	5,518,707	11.72	5,418,211	11.25
無形固定資産	12,526	0.03	31,920	0.07	17,658	0.04
その他債権	123,001	0.26	75,963	0.16	121,752	0.25
銀行勘定貸	1,129,956	2.34	976,046	2.07	1,051,839	2.18
現金預け金	291,474	0.61	300,365	0.64	270,806	0.56
合計	48,209,719	100.00	47,100,711	100.00	48,171,712	100.00

負債						
科目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	18,227,827	37.81	18,314,156	38.88	18,601,563	38.61
年金信託	6,842,844	14.19	6,759,830	14.35	6,894,844	14.31
財産形成給付信託	15,796	0.03	13,761	0.03	15,424	0.03
貸付信託	740,360	1.54	580,212	1.23	664,185	1.38
投資信託	12,491,311	25.91	11,119,182	23.61	11,729,584	24.35
金銭信託以外の金銭の信託	424,757	0.88	445,536	0.95	432,521	0.90
有価証券の信託	1,272,258	2.64	1,279,081	2.72	1,270,058	2.64
金銭債権の信託	1,808,498	3.75	1,635,862	3.47	1,757,133	3.65
土地及びその定着物の信託	81,083	0.17	80,878	0.17	80,993	0.17
包括信託	6,304,980	13.08	6,871,907	14.59	6,725,052	13.96
その他の信託	—	—	301	0.00	349	0.00
合計	48,209,719	100.00	47,100,711	100.00	48,171,712	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 合算対象の連結子会社	前中間連結会計期間末	中央三井信託銀行株式会社 中央三井アセット信託銀行株式会社
	当中間連結会計期間末	中央三井信託銀行株式会社 中央三井アセット信託銀行株式会社
	前連結会計年度	中央三井信託銀行株式会社 中央三井アセット信託銀行株式会社
3 共同信託他社管理財産	前中間連結会計期間末	4,074,559百万円
	当中間連結会計期間末	3,700,081百万円
	前連結会計年度	3,824,511百万円

貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
製造業	14,998	2.10	11,447	1.81
農業	1	0.00	—	—
林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業	9	0.00	3	0.00
建設業	2,491	0.35	2,090	0.33
電気・ガス・熱供給・水道業	5,213	0.73	3,149	0.50
情報通信業	5,989	0.84	5,483	0.86
運輸業	14,064	1.97	11,020	1.74
卸売・小売業	3,005	0.42	2,004	0.32
金融・保険業	80,268	11.23	69,754	11.01
不動産業	20,336	2.84	17,030	2.69
各種サービス業	6,662	0.93	6,495	1.02
地方公共団体	—	—	—	—
その他	561,687	78.59	505,235	79.72
合計	714,731	100.00	633,715	100.00

元本補てん契約のある信託の運用／受入状況

科目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)			前連結会計年度 (平成20年3月31日)		
	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)
貸出金	277,820	414,564	692,385	258,033	357,325	615,358	271,015	385,196	656,212
有価証券	11,387	499	11,887	—	496	496	2,812	499	3,312
その他	800,470	561,800	1,362,271	850,444	328,334	1,178,779	787,489	485,740	1,273,229
資産計	1,089,679	976,865	2,066,544	1,108,477	686,156	1,794,634	1,061,317	871,437	1,932,754
元本	1,089,656	968,918	2,058,574	1,108,432	677,775	1,786,208	1,061,263	862,381	1,923,645
債権償却準備金	54	—	54	36	—	36	47	—	47
特別留保金	—	5,203	5,203	—	4,216	4,216	—	4,743	4,743
その他	△32	2,743	2,711	8	4,165	4,173	5	4,311	4,317
負債計	1,089,679	976,865	2,066,544	1,108,477	686,156	1,794,634	1,061,317	871,437	1,932,754

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

(前中間連結会計期間末)

貸出金692,385百万円のうち、破綻先債権額は214百万円、延滞債権額は17,412百万円、3ヵ月以上延滞債権額は623百万円、貸出条件緩和債権額は12,333百万円であります。また、これらの債権額の合計額は30,583百万円であります。

(当中間連結会計期間末)

貸出金615,358百万円のうち、破綻先債権額は56百万円、延滞債権額は16,029百万円、3ヵ月以上延滞債権額は34百万円、貸出条件緩和債権額は10,166百万円であります。また、これらの債権額の合計額は26,286百万円であります。

(前連結会計年度)

貸出金656,212百万円のうち、破綻先債権額は48百万円、延滞債権額は16,101百万円、3ヵ月以上延滞債権額は51百万円、貸出条件緩和債権額は10,332百万円であります。また、これらの債権額の合計額は26,533百万円であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	26	22
危険債権	150	137
要管理債権	129	102
正常債権	6,778	6,015

(5) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成19年9月30日	8,062,385	37,049	33,424	8,066,011
	平成20年9月30日	8,517,040	75,050	29,064	8,563,026
うち流動性預金	平成19年9月30日	1,357,424	—	32,173	1,325,250
	平成20年9月30日	1,260,554	—	20,946	1,239,608
うち定期性預金	平成19年9月30日	6,673,016	—	1,030	6,671,986
	平成20年9月30日	7,210,540	—	7,962	7,202,578
うちその他	平成19年9月30日	31,944	37,049	220	68,774
	平成20年9月30日	45,944	75,050	156	120,838
譲渡性預金	平成19年9月30日	422,250	—	16,000	406,250
	平成20年9月30日	778,650	—	42,000	736,650
総合計	平成19年9月30日	8,484,635	37,049	49,424	8,472,261
	平成20年9月30日	9,295,690	75,050	71,064	9,299,676

(注) 1 「国内業務」とは、信託銀行連結子会社の円建取引ならびに当社及びその他の国内連結子会社に係る取引であります。また、「国際業務」とは信託銀行連結子会社の外貨建取引及び海外連結子会社に係る取引であります。ただし、信託銀行連結子会社の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、連結会社相互間の内部取引金額であります。

3 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

4 定期性預金＝定期預金

(6) 国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	7,592,723	100.00	8,114,544	100.00
製造業	813,297	10.71	756,491	9.32
農業	190	0.00	144	0.00
林業	220	0.00	200	0.00
漁業	4,282	0.06	7	0.00
鉱業	3,502	0.05	2,663	0.03
建設業	101,416	1.34	97,247	1.20
電気・ガス・熱供給・水道業	123,363	1.62	127,703	1.57
情報通信業	43,114	0.57	40,844	0.50
運輸業	582,656	7.67	563,618	6.95
卸売・小売業	484,863	6.39	482,653	5.95
金融・保険業	1,235,977	16.28	1,421,469	17.52
不動産業	1,430,851	18.85	1,407,536	17.35
各種サービス業	480,999	6.33	408,503	5.04
地方公共団体	6,813	0.09	6,800	0.08
その他	2,281,175	30.04	2,798,658	34.49
特別国際金融取引勘定分	14,871	100.00	11,651	100.00
政府等	2,930	19.71	2,719	23.34
金融機関	—	—	—	—
その他	11,940	80.29	8,932	76.66
合計	7,607,595	—	8,126,195	—

(注) 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

(1) 第1四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、増改築等のうち、当第2四半期連結会計期間中に重要な変更のあったものではありません。

(2) 当第2四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、増改築等の計画は次のとおりであります。

信託銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
国内連結 子会社	中央三井信託 銀行株式会社	本店営業部他	東京都港区他	更新	営業店端末	9,250	—	自己資金	平成20年 10月	平成22年 12月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,068,332,436
第二種優先株式	93,750,000
第三種優先株式	156,406,250
第五種優先株式	62,500,000
第六種優先株式	62,500,000
計	4,443,488,686

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,157,551,267	1,157,551,267	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	株主としての権利内容に制限 のない標準となる株式
第二種 優先株式	93,750,000	93,750,000	—	(注) 1
第三種 優先株式	31,468,750	31,468,750	—	(注) 2
計	1,282,770,017	1,282,770,017	—	—

(注) 1 第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

剰余金の配当を行うときは、本優先株主または優先登録株式質権者に対し普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき年14円40銭の優先配当金を金銭で配当する。

ただし、当該配当の基準日と同じ事業年度中に設けられた基準日により、優先中間配当の全部または一部および定款第52条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において本優先株主または優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主または優先登録株式質権者に対しては優先配当金の額を超えて配当はしない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主または優先登録株式質権者に対し普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき7円20銭の優先中間配当金を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前にこれと同じ事業年度中に設けられた基準日により、定款第52条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。

(2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、本優先株主または優先登録株式質権者に対し普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき1,600円を支払う。これを超えて残余財産の分配はしない。

(3) 普通株式への転換
転換を請求し得べき期間
当会社設立の日から平成21年7月31日までとする。ただし、株主総会の基準日を定めたときは、その翌日から当該株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換価額

当初転換価額は450円とする。

転換価額の修正

転換価額は、当社設立の日から平成20年8月1日までの毎年8月1日における当社の株式の時価がその時における有効な転換価額を下回る場合には、時価に修正される。ただし、当該時価が450円を下回る場合は、修正後転換価額は450円とする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の調整

本優先株式発行後、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、株式の分割により普通株式を発行する場合および時価を下回る価額をもって普通株式に転換できる証券等を発行する場合には、次の算式によって転換価額を調整する(ただし、調整後転換価額は100円を下限とする。)

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

上記の場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。

(4) 普通株式への一斉転換

平成21年7月31日までに定款第18条に基づく取得請求のなかった本優先株式を、平成21年8月1日(以下一斉転換日という。)をもって取得し、これと引換えに、1,600円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(当該平均値が400円を下回るときは400円)で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。

(5) 議決権

本優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は定款第13条第1項の定めによる優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(6) 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

法令に定める場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利および募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

また、本優先株主には株式無償割当ておよび新株予約権無償割当てを行わない。

2 第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

剰余金の配当を行うときは、本優先株主または優先登録株式質権者に対し普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき年20円の優先配当金を金銭で配当する。

ただし、当該配当の基準日と同じ事業年度中に設けられた基準日により、優先中間配当の全部または一部および定款第52条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において本優先株主または優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主または優先登録株式質権者に対しては優先配当金の額を超えて配当はしない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主または優先登録株式質権者に対し普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき10円の優先中間配当金を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前にこれと同じ事業年度中に設けられた基準日により、定款第52条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。

- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、本優先株主または優先登録株式質権者に対し普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき1,600円を支払う。これを超えて残余財産の分配はしない。
- (3) 普通株式への転換
転換を請求し得べき期間
当会社設立の日から平成21年7月31日までとする。ただし、株主総会の基準日を定めたときは、その翌日から当該株主総会終結の日までの期間を除く。
当初転換価額
当初転換価額は450円とする。
転換価額の修正
転換価額は、当社設立の日から平成20年8月1日までの毎年8月1日における当社の株式の時価がその時における有効な転換価額を下回る場合には、時価に修正される。ただし、当該時価が450円を下回る場合は、修正後転換価額は450円とする。
上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
転換価額の調整
本優先株式発行後、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、株式の分割により普通株式を発行する場合および時価を下回る価額をもって普通株式に転換できる証券等を発行する場合には、次の算式によって転換価額を調整する(ただし、調整後転換価額は100円を下限とする。)

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当り時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$
上記の場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。
- (4) 普通株式への一斉転換
平成21年7月31日までに定款第18条に基づく取得請求のなかった本優先株式を、平成21年8月1日(以下一斉転換日という。)をもって取得し、これと引換えに、1,600円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(当該平均値が400円を下回るときは400円)で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。
- (5) 議決権
本優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は定款第13条第1項の定めによる優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議ある時までは議決権を有する。
- (6) 株式の併合または分割、募集株式の割当て等
法令に定める場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利および募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
また、本優先株主には株式無償割当ておよび新株予約権無償割当てを行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年7月2日 (注)1	—	1,214,582	—	261,608,725	△179,600,000	65,411,354
平成20年7月3日 (注)2	△54,000	1,160,582	—	261,608,725	—	65,411,354
平成20年7月17日 (注)3	170,000	1,330,582	—	261,608,725	—	65,411,354
平成20年7月17日 (注)4	△47,812	1,282,770	—	261,608,725	—	65,411,354

(注) 1 資本準備金のその他資本剰余金への振替

2 取得した第三種優先株式の消却

3 第三種優先株式取得に伴う普通株式交付

4 取得した第三種優先株式の消却

(5) 【大株主の状況】

普通株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	87,323	7.54
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	70,600	6.09
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	41,155	3.55
ゴールドマン・サックス・イン ターナショナル	東京都港区六本木6丁目10番1号六本木 ヒルズ森タワー 常任代理人 ゴールドマン・サックス証 券株式会社	20,928	1.80
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225	東京都中央区日本橋兜町6番7号 常任代理人 株式会社みずほコーポレー ト銀行兜町証券決済業務室	18,161	1.56
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(中央三井アセッ ト信託銀行再信託分・トヨタ自 動車株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	15,226	1.31
メロン バンク エヌエー ア ズ エージェント フォー イ ッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンシ ョン	東京都中央区日本橋3丁目11番1号 常任代理人 香港上海銀行東京支店	14,973	1.29
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町1丁目2番3号	13,648	1.17
東武鉄道株式会社	東京都墨田区押上1丁目1番2号	13,355	1.15
資産管理サービス信託銀行株式 会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海ア 일랜드トリトンスクエアオフィスタワ ーZ棟	13,099	1.13
計	—	308,469	26.64

(注) 当第2四半期会計期間中に大量保有報告書の提出があり、次のとおり株式を保有している旨報告を受けておりますが、当第2四半期会計期間末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認はできておりませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	提出日	報告義務発生日	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
パークレイズ・グローバル・インベストーズ株式会社	東京都渋谷区広尾1丁目1番39号	平成20年8月1日	平成20年7月28日	61,695	5.32

(注) 上記保有株券等の数および株券等保有割合は大量保有報告書に記載されているものを転記しております。

第二種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	93,750	100.00
計	—	93,750	100.00

第三種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	31,468	100.00
計	—	31,468	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二種優先株式 93,750,000株 第三種優先株式 31,468,000株	—	1 [株式等の状況]の(1) [株式の総数等]に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	自己株式 普通株式 324,000株	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,152,116,000株	1,152,116	—
単元未満株式	普通株式 5,111,267株 第三種優先株式 750株	—	—
発行済株式総数	1,282,770,017	—	—
総株主の議決権	—	1,152,116	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構の株式が14,000株含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式134株が含まれております。

3 「総株主の議決権」の議決権の数(個)の欄には、株式会社証券保管振替機構の個数が14個含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
中央三井トラスト・ホールディングス株式会社	東京都港区芝三丁目 33番1号	324,000	—	324,000	0.02
計	—	324,000	—	324,000	0.02

(注) 株主名簿上の株式数と実質的に所有している株式数は一致しております。

2 【株価の推移】

(1) 普通株式

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	767	774	799	702	671	622
最低(円)	578	673	614	606	543	478

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 優先株式

第二種優先株式

第三種優先株式

以上の各種優先株式は、いずれも金融商品取引所に上場されておられません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

1 当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間財務諸表について、監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)				当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)				前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)												
資産の部																					
現金預け金	365,844				362,487				212,552												
コールローン及び買入手形	120,662				120,557				204,862												
債券貸借取引支払保証金	65,667				40,187				104,003												
買入金銭債権	109,958				125,425				111,422												
特定取引資産	49,823				35,583				42,886												
金銭の信託	2,652				2,486				2,463												
有価証券	1,	2,	8,	16	1,	2,	8,	16	1,	2,	8,	16									
	4,828,015				5,197,221				4,647,960												
貸出金	3,	4,	5,	6,	7,	3,	4,	5,	6,	7,	3,	4,	5,	6,	7,						
	8,	9	7,607,595				8,	9	8,126,195				8,	9	7,852,066						
外国為替	928				842				811												
その他資産	8 350,995				8 376,012				8 427,978												
有形固定資産	10,	11,	12	134,177				10,	11,	12	131,185				10,	11,	12	132,794			
無形固定資産	71,163				75,085				73,499												
繰延税金資産	88,067				153,240				144,995												
支払承諾見返	661,158				522,480				584,076												
貸倒引当金	84,920				59,027				69,535												
資産の部合計	14,371,788				15,209,964				14,472,837												
負債の部																					
預金	8	8,066,011				8	8,563,026				8	8,167,248									
譲渡性預金	406,250				736,650				663,340												
コールマネー及び売渡手形	8	606,904				8	587,663				8	291,581									
売現先勘定	8	93,050				-				8	24,197										
債券貸借取引受入担保金	8	1,473,299				8	1,892,085				8	1,797,121									
特定取引負債	5,687				4,635				8,185												
借入金	8,	13	468,670				8,	13	690,183				8,	13	474,369						
外国為替	3				4				10												
社債	14	189,224				14	179,134				14	176,261									
新株予約権付社債	15	34				15	-				15	-									
信託勘定借	1,129,956				976,046				1,051,839												
その他負債	149,626				165,042				188,125												
賞与引当金	3,578				3,458				3,260												
退職給付引当金	2,074				2,341				2,262												
役員退職慰労引当金	1,310				1,445				1,301												
補償請求権損失引当金	6,956				-				-												
偶発損失引当金	-				12,896				12,859												
繰延税金負債	19,911				5,296				7,580												
支払承諾	661,158				522,480				584,076												
負債の部合計	13,283,707				14,342,391				13,453,622												

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	261,608	261,608	261,608
資本剰余金	127,344	-	127,347
利益剰余金	405,381	444,464	441,646
自己株式	250	284	261
株主資本合計	794,084	705,788	830,340
その他有価証券評価差額金	212,222	34,524	57,239
繰延ヘッジ損益	7,469	2,921	917
土地再評価差額金	10 15,532	10 15,532	10 15,532
為替換算調整勘定	333	402	66
評価・換算差額等合計	189,553	15,668	42,557
少数株主持分	104,442	146,116	146,316
純資産の部合計	1,088,081	867,573	1,019,214
負債及び純資産の部合計	14,371,788	15,209,964	14,472,837

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
経常収益	239,355	209,812	459,100
信託報酬	35,948	30,832	68,644
資金運用収益	103,087	113,707	207,009
(うち貸出金利息)	55,464	61,534	116,328
(うち有価証券利息配当金)	43,877	49,803	82,918
役務取引等収益	66,531	52,254	123,888
特定取引収益	1,394	1,232	2,063
その他業務収益	1,254	4,299	15,718
その他経常収益	※1 31,139	※1 7,485	※1 41,774
経常費用	175,287	182,892	333,712
資金調達費用	48,342	51,922	99,352
(うち預金利息)	19,178	22,772	40,303
役務取引等費用	7,758	6,899	15,004
特定取引費用	—	35	23
その他業務費用	3,345	6,924	9,120
営業経費	69,595	76,605	139,149
その他経常費用	※2 46,245	※2 40,503	※2 71,063
経常利益	64,068	26,920	125,387
特別利益	3,842	10,414	11,376
貸倒引当金戻入益	—	8,256	2,740
償却債権取立益	—	1,699	4,195
その他	—	458	—
特別損失	304	324	991
固定資産処分損	—	210	849
その他	—	113	142
税金等調整前中間純利益	67,606	37,011	135,772
法人税、住民税及び事業税	7,671	5,765	15,483
法人税等調整額	21,160	14,724	42,967
法人税等合計	—	20,489	—
少数株主利益	3,201	2,733	5,484
中間純利益	35,572	13,787	71,837

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	261,608	261,608	261,608
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	261,608	261,608	261,608
資本剰余金			
前期末残高	127,342	127,347	127,342
当中間期変動額			
自己株式の消却	—	△127,342	—
自己株式の処分	2	△4	5
当中間期変動額合計	2	△127,347	5
当中間期末残高	127,344	—	127,347
利益剰余金			
前期末残高	378,812	441,646	378,812
当中間期変動額			
剰余金の配当	△9,003	△10,926	△9,003
中間純利益	35,572	13,787	71,837
自己株式の消却	—	△43	—
当中間期変動額合計	26,568	2,817	62,833
当中間期末残高	405,381	444,464	441,646
自己株式			
前期末残高	△195	△261	△195
当中間期変動額			
自己株式の取得	△74	△127,423	△126
自己株式の消却	—	127,386	—
自己株式の処分	19	14	60
当中間期変動額合計	△54	△22	△66
当中間期末残高	△250	△284	△261
株主資本合計			
前期末残高	767,568	830,340	767,568
当中間期変動額			
剰余金の配当	△9,003	△10,926	△9,003
中間純利益	35,572	13,787	71,837
自己株式の取得	△74	△127,423	△126
自己株式の消却	—	—	—
自己株式の処分	22	10	65
当中間期変動額合計	26,516	△124,552	62,772
当中間期末残高	794,084	705,788	830,340
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	259,248	57,239	259,248
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△47,026	△22,714	△202,009
当中間期変動額合計	△47,026	△22,714	△202,009
当中間期末残高	212,222	34,524	57,239

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△7,439	917	△7,439
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△30	△3,839	8,357
当中間期変動額合計	△30	△3,839	8,357
当中間期末残高	△7,469	△2,921	917
土地再評価差額金			
前期末残高	△15,532	△15,532	△15,532
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	△15,532	△15,532	△15,532
為替換算調整勘定			
前期末残高	53	△66	53
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	280	△336	△119
当中間期変動額合計	280	△336	△119
当中間期末残高	333	△402	△66
評価・換算差額等合計			
前期末残高	236,329	42,557	236,329
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△46,776	△26,889	△193,771
当中間期変動額合計	△46,776	△26,889	△193,771
当中間期末残高	189,553	15,668	42,557
少数株主持分			
前期末残高	133,467	146,316	133,467
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△29,024	△200	12,849
当中間期変動額合計	△29,024	△200	12,849
当中間期末残高	104,442	146,116	146,316
純資産合計			
前期末残高	1,137,364	1,019,214	1,137,364
当中間期変動額			
剰余金の配当	△9,003	△10,926	△9,003
中間純利益	35,572	13,787	71,837
自己株式の取得	△74	△127,423	△126
自己株式の消却	—	—	—
自己株式の処分	22	10	65
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△75,800	△27,089	△180,922
当中間期変動額合計	△49,283	△151,641	△118,149
当中間期末残高	1,088,081	867,573	1,019,214

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	67,606	37,011	135,772
減価償却費	20,206	7,098	27,914
減損損失	—	62	—
のれん償却額	912	1,089	2,002
持分法による投資損益 (△は益)	△410	△133	△682
貸倒引当金の増減 (△)	10,138	△10,508	△5,246
賞与引当金の増減額 (△は減少)	352	197	34
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	58	78	246
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	281	143	273
補償請求権損失引当金の増加額 (△は減少)	△2,978	—	△9,934
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	—	36	12,859
資金運用収益	△103,087	△113,707	△207,009
資金調達費用	48,342	51,922	99,352
有価証券関係損益 (△)	△8,657	20,772	△8,897
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	—	△72	—
為替差損益 (△は益)	11,570	△30,967	86,966
固定資産処分損益 (△は益)	227	58	△1,633
特定取引資産の純増 (△) 減	2,980	7,302	9,917
特定取引負債の純増減 (△)	1,289	△3,549	3,787
貸出金の純増 (△) 減	△210,071	△274,129	△454,541
預金の純増減 (△)	△78,041	395,778	23,195
譲渡性預金の純増減 (△)	20,200	73,310	277,290
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	125,808	260,813	131,507
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	44,721	13,337	134,260
コールローン等の純増 (△) 減	△15,360	70,304	△101,027
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	14,432	63,816	△23,904
コールマネー等の純増減 (△)	38,109	271,884	△346,066
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	410,755	94,964	734,577
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	11	△30	128
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△45	△5	△38
信託勘定借の純増減 (△)	△92,636	△75,793	△170,754
資金運用による収入	105,338	113,038	206,661
資金調達による支出	△43,833	△46,595	△92,817
その他	1,812	△27,614	16,035
小計	370,034	899,913	480,230
法人税等の支払額	△13,618	29,559	△52,263
営業活動によるキャッシュ・フロー	356,416	929,472	427,967
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△1,370,508	△1,583,930	△5,112,576
有価証券の売却による収入	404,957	724,068	3,748,448
有価証券の償還による収入	574,626	288,327	806,739
金銭の信託の減少による収入	—	69	—
有形固定資産の取得による支出	△11,139	△1,806	△14,721
有形固定資産の売却による収入	573	320	3,900
無形固定資産の取得による支出	△6,578	△7,280	△15,036
無形固定資産の売却による収入	264	423	601
連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	8,399	—	8,399
投資活動によるキャッシュ・フロー	△399,404	△579,809	△574,244

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入金の返済による支出	—	△45,000	—
劣後特約付社債の償還による支出	△3,660	—	△3,660
少数株主からの払込みによる収入	—	—	42,000
少数株主への払戻しによる支出	△29,600	—	△29,600
配当金の支払額	△9,003	△10,926	△9,003
少数株主への配当金の支払額	△2,489	△2,727	△4,515
自己株式の取得による支出	△74	△127,423	△126
自己株式の売却による収入	8	10	17
財務活動によるキャッシュ・フロー	△44,818	△186,067	△4,888
現金及び現金同等物に係る換算差額	276	△321	△118
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△87,530	163,273	△151,283
現金及び現金同等物の期首残高	303,133	151,850	303,133
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 215,603	※1 315,123	※1 151,850

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 26社 主要な会社名 中央三井信託銀行株式会社 三井アセット信託銀行株式会社 MTH Preferred Capital 1 (Cayman) Limited MTH Preferred Capital 2 (Cayman) Limited MTH Preferred Capital 3 (Cayman) Limited MTH Preferred Capital 4 (Cayman) Limited MTH Preferred Capital 5 (Cayman) Limited なお、中央三井リース株式会社(現社名三井CMリース株式会社)は、株式を譲渡したことから損益計算書のみ連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 中央三井クリエイト株式会社 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 23社 主要な会社名 中央三井信託銀行株式会社 中央三井アセット信託銀行株式会社 中央三井アセットマネジメント株式会社 中央三井キャピタル株式会社 MTH Preferred Capital 1 (Cayman) Limited MTH Preferred Capital 3 (Cayman) Limited MTH Preferred Capital 4 (Cayman) Limited MTH Preferred Capital 5 (Cayman) Limited CMTH Preferred Capital 6 (Cayman) Limited なお、MTH Preferred Capital 2 (Cayman) Limited他3社は、清算により連結範囲より除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 中央三井クリエイト株式会社 同 左</p>	<p>(1) 連結子会社 27社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、CMTH Preferred Capital 6 (Cayman) Limitedは設立により当連結会計年度から連結しております。 また、中央三井リース株式会社(現社名三井CMリース株式会社)は、株式を譲渡したことから中間損益計算書のみ連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 中央三井クリエイト株式会社 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																		
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 3社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 日本トラスティ情報システム株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 中央三井クリエイト株式会社</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 4社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 日本トラスティ情報システム株式会社 なお、日本株主データサービス株式会社は設立により当中間連結会計期間から持分法を適用しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 中央三井クリエイト株式会社</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>同 左</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 3社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 日本トラスティ情報システム株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 中央三井クリエイト株式会社</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>																		
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>1月24日</td> <td>5社</td> </tr> <tr> <td>6月末日</td> <td>6社</td> </tr> <tr> <td>9月末日</td> <td>15社</td> </tr> </table>	1月24日	5社	6月末日	6社	9月末日	15社	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>1月24日</td> <td>5社</td> </tr> <tr> <td>6月末日</td> <td>3社</td> </tr> <tr> <td>9月末日</td> <td>15社</td> </tr> </table>	1月24日	5社	6月末日	3社	9月末日	15社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>7月24日</td> <td>6社</td> </tr> <tr> <td>12月末日</td> <td>6社</td> </tr> <tr> <td>3月末日</td> <td>15社</td> </tr> </table>	7月24日	6社	12月末日	6社	3月末日	15社
1月24日	5社																				
6月末日	6社																				
9月末日	15社																				
1月24日	5社																				
6月末日	3社																				
9月末日	15社																				
7月24日	6社																				
12月末日	6社																				
3月末日	15社																				

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(2) 1月24日を中間決算日とする子会社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	(2) 同 左	(2) 7月24日を決算日とする子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
4 資本連結手続に関する事項	中央三井信託銀行株式会社は、平成14年2月1日に株式移転制度を利用して単独完全親会社である三井トラスト・ホールディングス株式会社を設立いたしました。 この単独完全親会社設立に関する資本連結手続は「株式交換及び株式移転制度を利用して完全親会社関係を創設する場合の資本連結手続」(日本公認会計士協会会計制度委員会研究報告第6号)に準拠し、企業集団の経済的実態には変化がないものとして持分プーリング法に準じた資本連結手続を行っております。	—————	—————
5 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託受益証券については中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託受益証券については中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託受益証券については連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		(追加情報) 平成20年9月30日に保有する一部の変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を考慮し、合理的に算定された価額によっております。これにより、市場価格によって評価した場合に比べ、有価証券が11,954百万円、その他有価証券評価差額金が7,097百万円増加しております。 (ロ) 同 左	(ロ) 同 左
	(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(2)(イ)と同じ方法により行っております。		
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左
	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 信託銀行連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 10年～50年 動産 3年～8年 また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。 当社及びその他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 信託銀行連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 10年～50年 その他 3年～8年 また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。 当社及びその他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 信託銀行連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 10年～50年 動産 3年～8年 また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。 当社及びその他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。</p> <p>なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産 同 左</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定方法等の適正性を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定方法等の適正性を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定方法等の適正性を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は88,923百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は47,431百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は85,098百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 同 左	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、前払年金費用114,975百万円は、「その他資産」に含めて表示しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年～9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、前払年金費用118,390百万円は、「その他資産」に含めて表示しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年～9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、前払年金費用120,811百万円は、「その他資産」に含めて表示しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年～9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員及び執行役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>役員退職慰労引当金については、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正されたことに伴い、同報告を早期適用し、前連結会計年度下期から計上しております。</p> <p>従いまして、前中間連結会計期間においては従来の方法によっており、変更後の方法によった場合と比べ、前中間連結会計期間の経常利益は135百万円、税金等調整前中間純利益は832百万円多く計上されています。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
	<p>(9) 補償請求権損失引当金の計上基準</p> <p>補償請求権損失引当金は、土地信託事業の状況により、将来、受託者として債務の立替等の負担が生じ、それにより取得する補償請求権が毀損する可能性が高い場合に、当該損失を合理的に見積り必要と認められる額を計上しております。</p>	—	—

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>(9) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して、将来偶発的に発生する可能性のある損失に備えるため、以下の引当金等について当該損失を事象毎に合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>〈預金払戻損失引当金〉 一定の条件を満たしたことにより負債計上を中止した預金について、預金払戻損失引当金を計上しております。</p> <p>〈補償請求権損失引当金〉 土地信託事業の状況により、将来、受託者として債務の立替等の負担が生じ、それにより取得する補償請求権が毀損する可能性が高い場合に、当該損失を合理的に見積もり、補償請求権損失引当金を計上しております。</p>	<p>(9) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して、将来偶発的に発生する可能性のある損失に備えるため、以下の引当金等について当該損失を事象毎に合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>〈預金払戻損失引当金〉 一定の条件を満たしたことにより負債計上を中止した預金について、預金払戻損失引当金を計上しております。</p> <p>(追加情報) 負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で公表されたことに伴い、当連結会計年度から同報告を適用し、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり引当てる方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益は6,109百万円それぞれ減少しております。</p> <p>〈補償請求権損失引当金〉 土地信託事業の状況により、将来、受託者として債務の立替等の負担が生じ、それにより取得する補償請求権が毀損する可能性が高い場合に、当該損失を合理的に見積もり、補償請求権損失引当金を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
			(表示方法の変更) 補償請求権損失引当金については、当連結会計年度から偶発損失引当金に含めて表示しております。
	(10)外貨建資産・負債の換算基準 信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。	(10)外貨建資産・負債の換算基準 同 左	(10)外貨建資産・負債の換算基準 信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債については、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(11)リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11)リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 この変更による影響はありません。	(11)リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 信託銀行連結子会社の 金融資産・負債から生じ る金利リスクに対するヘ ッジ会計の方法は、「銀 行業における金融商品会 計基準適用に関する会計 上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業 種別監査委員会報告第24 号)に規定する繰延ヘッ ジによっております。ヘ ッジ有効性評価の方法に ついては、相場変動を相 殺するヘッジについて、 ヘッジ対象となる預金・ 貸出金等とヘッジ手段で ある金利スワップ取引等 を一定の(残存)期間毎に グルーピングのうえ特定 し評価しております。</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>信託銀行連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債について、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>その他の連結子会社のヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>信託銀行連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジ及び繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債について、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>その他の連結子会社のヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(13)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間連結会計期間の費用に計上しております。	(13)消費税等の会計処理 同 左	(13)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用に計上しております。
6 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」(信託銀行連結子会社は現金及び日本銀行への預け金)であります。	同 左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」(信託銀行連結子会社は現金及び日本銀行への預け金)であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。この変更による損益への影響はありません。</p>	

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(税効果会計に関する実務指針)</p> <p>企業集団内の会社に投資を売却した場合の税効果会計については、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号)が平成19年3月29日付で改正されたことに伴い、同実務指針を適用し、前連結会計年度下期から会計処理を変更しております。</p> <p>従いまして、前中間連結会計期間においては従来の方法によっており、変更後の方法によった場合と比べ、前中間連結会計期間の中間純利益は995百万円多く計上されています。</p>		

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式19,178百万円及び出資金108,302百万円を含んでおります。</p> <p>※2 現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券で当中間連結会計期間末に所有しているものは60,785百万円であります。これらは売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券ですが、当中間連結会計期間末においては当該処分をせずにすべて所有しております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は8,904百万円、延滞債権額は49,982百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式19,419百万円及び出資金122,077百万円を含んでおります。</p> <p>※2 現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券で当中間連結会計期間末に所有しているものは39,459百万円であります。これらは売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券ですが、当中間連結会計期間末においては当該処分をせずにすべて所有しております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は39,339百万円、延滞債権額は61,802百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式19,446百万円及び出資金116,878百万円を含んでおります。</p> <p>※2 現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券で当連結会計年度末に所有しているものは、98,559百万円であります。これらは売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券ですが、当連結会計年度末においては当該処分をせずにすべて所有しております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は10,982百万円、延滞債権額は46,943百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は561百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は75,524百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は134,973百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,135百万円であります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,111百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は113,255百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,557百万円であります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は13百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は69,804百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は127,744百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,477百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 2,233,319百万円</p> <p>貸出金 79,393百万円</p> <p>その他資産 70百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 4,264百万円</p> <p>コールマネー及び売渡手形 46,000百万円</p> <p>売現先勘定 93,050百万円</p> <p>債券貸借取引受入 1,473,299百万円</p> <p>担保金</p> <p>借入金 333,900百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として有価証券341,092百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は8,802百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は2,184,401百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,983,352百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 2,868,113百万円</p> <p>貸出金 73,677百万円</p> <p>その他資産 70百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 13,638百万円</p> <p>コールマネー及び売渡手形 59,500百万円</p> <p>債券貸借取引受入 1,892,085百万円</p> <p>担保金</p> <p>借入金 600,900百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として有価証券594,516百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は9,515百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は2,062,247百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,906,109百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 2,518,658百万円</p> <p>貸出金 54,535百万円</p> <p>その他資産 70百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 4,312百万円</p> <p>コールマネー及び売渡手形 53,800百万円</p> <p>売現先勘定 24,197百万円</p> <p>債券貸借取引受入 1,797,121百万円</p> <p>担保金</p> <p>借入金 340,000百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として有価証券395,815百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は9,546百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は2,276,336百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,093,004百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 中央三井信託銀行株式会社が三井信託銀行株式会社から継承した土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第3号に定める当該事業用土地の課税台帳に登録されている価格に基づいて、合理的な調整(時点修正、地域格差及び個別格差の補正)を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 281百万円</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 86,143百万円</p> <p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 7,283百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 中央三井信託銀行株式会社が三井信託銀行株式会社から継承した土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第3号に定める当該事業用土地の課税台帳に登録されている価格に基づいて、合理的な調整(時点修正、地域格差及び個別格差の補正)を行って算出しております。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 89,593百万円</p>	<p>等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 中央三井信託銀行株式会社が三井信託銀行株式会社から継承した土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第3号に定める当該事業用土地の課税台帳に登録されている価格に基づいて、合理的な調整(時点修正、地域格差及び個別格差の補正)を行って算出しております。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 87,955百万円</p> <p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 7,283百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金132,500百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債は、永久劣後特約付社債119,224百万円及び劣後特約付社債70,000百万円であります。</p> <p>※15 新株予約権付社債は全額、劣後特約付転換社債であります。</p> <p>※16 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は158,954百万円であります。</p> <p>17 信託銀行連結子会社の受託する信託のうち、元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,089,656百万円、貸付信託968,918百万円であります。</p>	<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金87,500百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債は、永久劣後特約付社債109,134百万円及び劣後特約付社債70,000百万円であります。</p> <p>※16 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は172,510百万円であります。</p> <p>17 信託銀行連結子会社の受託する信託のうち、元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,108,432百万円、貸付信託677,775百万円であります。</p>	<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金132,500百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債は、永久劣後特約付社債106,261百万円及び劣後特約付社債70,000百万円であります。</p> <p>※16 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は164,471百万円であります。</p> <p>17 信託銀行連結子会社の受託する信託のうち、元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,061,263百万円、貸付信託862,381百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益12,581百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却3,481百万円、貸倒引当金繰入額12,237百万円及び株式等償却1,756百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益4,505百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却10,180百万円、株式等償却17,417百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益18,675百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金売却損1,597百万円、貸出金償却9,706百万円、株式等売却損1,265百万円、株式等償却12,912百万円、株式関連派生商品費用4,444百万円及び偶発損失引当金繰入額6,109百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	905,329	82,222	—	987,551	(注) 1
第二種優先株式	93,750	—	—	93,750	
第三種優先株式	156,406	—	23,125	133,281	(注) 2
合計	1,155,485	82,222	23,125	1,214,582	
自己株式					
普通株式	213	69	20	261	(注) 3
第三種優先株式	—	23,125	23,125	—	(注) 2
合計	213	23,194	23,145	261	

(注) 1 普通株式の発行済株式の増加は、第三種優先株式に係る取得請求権の行使に伴う普通株式の交付による増加であります。

2 第三種優先株式の自己株式の増加は、第三種優先株式に係る取得請求権の行使に伴い実施した自己株式の取得によるものであります。第三種優先株式の発行済株式の減少及び自己株式の減少は、自己株式の消却によるものであります。

3 普通株式の自己株式の増減は、単元未満株式の買取りによる増加、単元未満株式の処分及び新株予約権付社債の権利行使に伴う自己株式の充当による減少であります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	4,525	5.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第二種優先株式	1,350	14.40	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第三種優先株式	3,128	20.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

II 当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	987,551	170,000	—	1,157,551	(注) 1
第二種優先株式	93,750	—	—	93,750	
第三種優先株式	133,281	—	101,812	31,468	(注) 2
合計	1,214,582	170,000	101,812	1,282,770	
自己株式					
普通株式	280	60	16	324	(注) 3
第三種優先株式	—	101,812	101,812	—	(注) 2
合計	280	101,872	101,828	324	

(注) 1 普通株式の発行済株式の増加は、第三種優先株式に係る取得請求権の行使に伴って交付した普通株式を市場で売出したことによる増加であります。

2 第三種優先株式の自己株式の増加は、自己株式の消却を行うための取得によるもの、及び第三種優先株式に係る取得請求権の行使に伴い実施した自己株式の取得によるものであります。第三種優先株式の発行済株式の減少及び自己株式の減少は、自己株式の消却によるものであります。

3 普通株式の自己株式の増減は、単元未満株式の買取りによる増加及び単元未満株式の処分による減少であります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	6,910	7.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日
	第二種優先株式	1,350	14.40	平成20年3月31日	平成20年6月30日
	第三種優先株式	2,665	20.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	905,329	82,222	—	987,551	(注) 1
第二種優先株式	93,750	—	—	93,750	
第三種優先株式	156,406	—	23,125	133,281	(注) 2
合計	1,155,485	82,222	23,125	1,214,582	
自己株式					
普通株式	213	130	63	280	(注) 3
第三種優先株式	—	23,125	23,125	—	(注) 2
合計	213	23,255	23,188	280	

(注) 1 普通株式の発行済株式の増加は、第三種優先株式に係る取得請求権の行使に伴う普通株式の交付による増加であります。

2 第三種優先株式の自己株式の増加は、第三種優先株式に係る取得請求権の行使に伴い実施した自己株式の取得によるものであります。第三種優先株式の発行済株式の減少及び自己株式の減少は、自己株式の消却によるものであります。

3 普通株式の自己株式の増減は、単元未満株式の買取りによる増加、単元未満株式の処分及び新株予約権付社債の権利行使に伴う自己株式の充当による減少であります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	4,525	5.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第二種優先株式	1,350	14.40	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第三種優先株式	3,128	20.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	6,910	利益剰余金	7.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日
	第二種優先株式	1,350	利益剰余金	14.40	平成20年3月31日	平成20年6月30日
	第三種優先株式	2,665	利益剰余金	20.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																		
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成19年9月30日現在</p> <table data-bbox="223 470 558 761"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>365,844百万円</td> </tr> <tr> <td>信託銀行連結子会社の預け金(日本銀行への預け金を除く)</td> <td>△150,241百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>215,603百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	365,844百万円	信託銀行連結子会社の預け金(日本銀行への預け金を除く)	△150,241百万円	現金及び現金同等物	<u>215,603百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成20年9月30日現在</p> <table data-bbox="638 470 973 761"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>362,487百万円</td> </tr> <tr> <td>信託銀行連結子会社の預け金(日本銀行への預け金を除く)</td> <td>△47,364百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>315,123百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	362,487百万円	信託銀行連結子会社の預け金(日本銀行への預け金を除く)	△47,364百万円	現金及び現金同等物	<u>315,123百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成20年3月31日現在</p> <table data-bbox="1069 448 1404 739"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>212,552百万円</td> </tr> <tr> <td>信託銀行連結子会社の預け金(日本銀行への預け金を除く)</td> <td>△60,702百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>151,850百万円</u></td> </tr> </table> <p>2 株式の売却により連結の範囲から除外した会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式の売却により連結の範囲から除外した中央三井リース株式会社(現社名 三井CMリース株式会社)の資産及び負債の主な内訳並びに同社株式の売却価額と同社売却による収入(純額)との関係は、次のとおりであります。</p> <table data-bbox="1069 1142 1404 1568"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>65,206百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>6,130百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>△50,373百万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の資産及び負債</td> <td>△14,899百万円</td> </tr> <tr> <td>株式売却益</td> <td><u>2,335百万円</u></td> </tr> <tr> <td>同社株式の売却価額</td> <td>8,400百万円</td> </tr> <tr> <td>同社現金及び現金同等物</td> <td><u>△0百万円</u></td> </tr> <tr> <td>差引：同社株式売却による収入</td> <td><u>8,399百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	212,552百万円	信託銀行連結子会社の預け金(日本銀行への預け金を除く)	△60,702百万円	現金及び現金同等物	<u>151,850百万円</u>	有形固定資産	65,206百万円	無形固定資産	6,130百万円	借入金	△50,373百万円	上記以外の資産及び負債	△14,899百万円	株式売却益	<u>2,335百万円</u>	同社株式の売却価額	8,400百万円	同社現金及び現金同等物	<u>△0百万円</u>	差引：同社株式売却による収入	<u>8,399百万円</u>
現金預け金勘定	365,844百万円																																			
信託銀行連結子会社の預け金(日本銀行への預け金を除く)	△150,241百万円																																			
現金及び現金同等物	<u>215,603百万円</u>																																			
現金預け金勘定	362,487百万円																																			
信託銀行連結子会社の預け金(日本銀行への預け金を除く)	△47,364百万円																																			
現金及び現金同等物	<u>315,123百万円</u>																																			
現金預け金勘定	212,552百万円																																			
信託銀行連結子会社の預け金(日本銀行への預け金を除く)	△60,702百万円																																			
現金及び現金同等物	<u>151,850百万円</u>																																			
有形固定資産	65,206百万円																																			
無形固定資産	6,130百万円																																			
借入金	△50,373百万円																																			
上記以外の資産及び負債	△14,899百万円																																			
株式売却益	<u>2,335百万円</u>																																			
同社株式の売却価額	8,400百万円																																			
同社現金及び現金同等物	<u>△0百万円</u>																																			
差引：同社株式売却による収入	<u>8,399百万円</u>																																			

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 借主側 (1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 119百万円 その他 一百万円 合計 119百万円 減価償却累計額相当額 動産 75百万円 その他 一百万円 合計 75百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 43百万円 その他 一百万円 合計 43百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 21百万円 1年超 23百万円 合計 45百万円	I 借主側 1 ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 98百万円 無形固定資産 一百万円 合計 98百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 71百万円 無形固定資産 一百万円 合計 71百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 27百万円 無形固定資産 一百万円 合計 27百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 13百万円 1年超 14百万円 合計 27百万円	1 借主側 (1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 動産 109百万円 その他 一百万円 合計 109百万円 減価償却累計額相当額 動産 70百万円 その他 一百万円 合計 70百万円 年度末残高相当額 動産 38百万円 その他 一百万円 合計 38百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 19百万円 1年超 19百万円 合計 39百万円

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 6百万円 減価償却費相当額 5百万円 支払利息相当額 0百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>(2) オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 1年内 24百万円 1年超 46百万円 合計 71百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 13百万円 減価償却費相当額 11百万円 支払利息相当額 0百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 8百万円 1年超 12百万円 合計 20百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 35百万円 減価償却費相当額 30百万円 支払利息相当額 2百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>(2) オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 1年内 8百万円 1年超 16百万円 合計 24百万円
<p>2 貸主側</p> <p>(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料 13,602百万円 減価償却費 12,583百万円 受取利息相当額 765百万円 ・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	—	<p>2 貸主側</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料 13,602百万円 減価償却費 12,583百万円 受取利息相当額 765百万円 ・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

(注) 従来、連結子会社であった中央三井リース株式会社(現社名三井CMリース株式会社)については、前中間連結会計期間に保有株式を譲渡したことから、前中間連結会計期間及び前連結会計年度は中間損益計算書のみ連結しております。これに伴い、「2 貸主側」のリース取引関係の注記は損益関連の情報のみ記載しております。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中のその他の買入金銭債権、「特定取引資産」中の商品有価証券及びコマーシャル・ペーパーが含まれております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	593,472	594,885	1,412
地方債	—	—	—
社債	27,069	27,106	37
その他	95,787	94,182	△1,605
合計	716,329	716,174	△155

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	529,694	921,677	391,983
債券	1,814,611	1,763,596	△51,015
国債	1,771,972	1,721,273	△50,699
地方債	1,482	1,471	△11
社債	41,156	40,851	△304
その他	1,060,935	1,037,394	△23,540
合計	3,405,241	3,722,668	317,427

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式ならびに投資信託受益証券については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価によりそれぞれ計上したものであります。

2 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式等について242百万円の減損処理を行っております。

3 株式等の減損にあたっての「時価が著しく下落した」と判断する基準は、資産の自己査定基準において有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて30%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判断し、取得原価まで回復する可能性があると考えられる場合を除き、減損処理を実施しております。それ以外の場合は全て、取得原価まで回復する見込みがないと判断し、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とはそれと同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社、正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先以外の発行会社であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	88,507
非上場社債	223,774
非上場外国証券	4,610
出資証券	35,381

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	595,709	598,925	3,215
地方債	—	—	—
社債	28,094	28,206	111
その他	311,383	289,676	△21,707
合計	935,187	916,807	△18,379

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	508,774	651,859	143,084
債券	2,054,276	2,020,070	△34,206
国債	1,998,611	1,964,775	△33,835
地方債	1,188	1,184	△4
社債	54,476	54,110	△366
その他	1,176,398	1,090,952	△85,445
合計	3,739,449	3,762,882	23,432

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式ならびに投資信託受益証券については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価によりそれぞれ計上したものであります。

2 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式等について17,357百万円の減損処理を行っております。

3 株式等の減損にあたっての「時価が著しく下落した」と判断する基準は、資産の自己査定基準において有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて30%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判断し、取得原価まで回復する可能性があると考えられる場合を除き、減損処理を実施しております。それ以外の場合は全て、取得原価まで回復する見込みがないと判断し、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とはそれと同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと考えられる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社、正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先以外の発行会社であります。

4 平成20年9月30日に保有する一部の変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を考慮し、合理的に算定された価額によっております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

内容	金額(百万円)
満期保有目的の債券 非上場外国証券	4,657
その他有価証券 非上場株式 非上場社債 非上場外国証券 出資証券	84,509 323,319 3,700 25,495

Ⅲ 前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	30,005	△5

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	594,590	601,065	6,474	6,474	—
地方債	—	—	—	—	—
社債	30,366	30,817	451	451	—
その他	156,217	153,520	△2,696	310	3,006
合計	781,174	785,403	4,229	7,236	3,006

- (注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	517,214	685,269	168,055	211,226	43,170
債券	1,595,291	1,559,454	△35,836	868	36,704
国債	1,564,254	1,528,465	△35,788	784	36,573
地方債	1,296	1,295	△0	2	3
社債	29,740	29,693	△46	81	128
その他	1,217,354	1,152,712	△64,641	8,844	73,486
合計	3,329,859	3,397,437	67,577	220,939	153,362

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式ならびに投資信託受益証券については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価によりそれぞれ計上したものであります。

- 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

- 3 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式等について11,157百万円の減損処理を行っております。

- 4 株式等の減損にあたっての「時価が著しく下落した」と判断する基準は、資産の自己査定基準において有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて30%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があると思われる場合を除き、減損処理を実施しております。それ以外の場合は全て、取得原価まで回復する見込みがないと判断し、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とはそれと同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社、正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先以外の発行会社であります。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	3,939,028	31,525	1,384

5 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	3,000
その他有価証券	
非上場株式	88,838
非上場社債	283,821
非上場外国証券	3,732
出資証券	42,845

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	142,304	2,039,196	147,510	139,221
国債	101,863	1,775,083	138,754	107,355
地方債	656	487	151	—
社債	39,784	263,625	8,604	31,866
その他	43,363	183,802	92,494	837,541
合計	185,667	2,222,999	240,005	976,763

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	1,677	2,652	974

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	1,684	2,486	801

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭 の信託	1,681	2,463	782	782	—

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	320,688
その他有価証券	319,713
その他の金銭の信託	974
(△)繰延税金負債	108,203
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	212,484
(△)少数株主持分相当額	257
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	△3
その他有価証券評価差額金	212,222

- (注) 1 時価がないその他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。
2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額2,420百万円が含まれております。

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	22,859
その他有価証券	22,058
その他の金銭の信託	801
(+)繰延税金資産	11,364
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	34,224
(△)少数株主持分相当額	△299
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	1
その他有価証券評価差額金	34,524

- (注) 1 時価がないその他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。
2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額△1,239百万円が含まれておりません。

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	68,550
その他有価証券	67,768
その他の金銭の信託	782
(△)繰延税金負債	11,397
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	57,153
(△)少数株主持分相当額	△93
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△7
その他有価証券評価差額金	57,239

(注) 1 当連結会計年度における時価がないその他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額308百万円が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利スワップ	11,271,878	7,181	7,181
	金利スワップション	238,261	225	1,062
	その他	113,103	△5	149
	合計	—	7,401	8,393

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	5,772	32	32
	為替予約	3,538,027	160	160
	通貨オプション	17,610	235	165
	合計	—	427	357

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	58,709	112	112
	債券先物オプション	23,088	32	△10
	合計	—	145	102

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	1,237	21	21
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利スワップ	11,886,748	4,929	4,929
	金利スワップション	132,460	405	873
	その他	71,485	△2	55
	合計	—	5,354	5,881

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	56,963	209	209
	為替予約	3,387,065	4,800	4,800
	通貨オプション	10,811	△0	△10
	合計	—	5,008	4,999

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物	792	—	—
	株式指数オプション	4,050	20	△110
	合計	—	20	△110

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	債券先渡	41,428	△58	△58

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ	10,000	△8,123	△8,123

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当グループは、主に以下のデリバティブ取引を行っています。

金利関連：金利先物、金利先物オプション、金利スワップ、キャップ・フロア、金利スワップション

通貨関連：先物外国為替、通貨スワップ、通貨オプション

株式関連：株価指数先物、株価指数オプション

債券関連：債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

その他：クレジット・デリバティブ

(2) 取引の取組方針

デリバティブ取引は、高度化・多様化するお客様の金融ニーズにお応えするための、また、当グループの資産・負債から生ずる市場リスク等を経営体力に相応しい水準にコントロールするための重要なツールであると考えております。一方、デリバティブ取引は、金利・価格変動による市場リスクなど様々なリスクを内包しているため、それらのリスクの特性、量について認識するとともに、厳格なリスク管理体制のもと運営することとしております。

なお、当グループは取引対象商品の価格変動に対する時価変動率が大きい取引(いわゆるレバレッジの効いた取引)は行っておりません。

(3) 取引の利用目的

バンキング勘定

バンキング勘定では、当グループの資産・負債について金利・為替リスク等をヘッジする等の目的から、デリバティブ取引を活用しております。

当グループでは、バンキング勘定のデリバティブ取引について、原則として「時価会計」を適用しております。また、ヘッジを目的としてヘッジ指定したデリバティブ取引のうち、ヘッジに高い有効性が認められる取引については「ヘッジ会計」を適用し、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

トレーディング勘定

トレーディング勘定においては、主に短期的な価格変動からの収益獲得手段としてデリバティブ取引を活用しており、また、お客様に対しても、これらの取引を用いた高付加価値商品や、財務リスク管理手段を幅広く提供しておりますが、その際、取引の内容と取引に係るリスクを十分理解していただくよう努めております。

(4) 取引に係るリスクの内容

市場リスク

金利、為替レートおよび有価証券等の市場価格やボラティリティの変動により金融商品もしくはポートフォリオの時価が変動し損失を被るリスクです。当グループでは、BPV(ベース・ポイント・バリュー)(注1)やVaR(バリュー・アット・リスク)(注2)などでリスク量を計測しています。

- (注) 1 金利が1ベースポイント(=0.01%)変化した場合の取引の時価評価額の変化額。
2 保有期間中に一定の確率でポートフォリオに発生し得る最大損失額を統計的に推計する手法で、金利、為替、債券等の異種商品について統一的な尺度でリスクの計測が可能。

信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、取引の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。デリバティブ取引の場合、想定元本額自体が損失となるわけではなく、その時点で同一のキャッシュフローを持つ契約を第三者との間で締結するコスト(再構築コスト)が損失となります。

(5) 取引に係るリスク管理体制

当グループは、金融機関としての公共的使命、社会的責任を十分に認識したうえで様々なリスクに対し適正な収益を確保するため、適切なリスク管理のもと戦略目標、経営体力に見合ったリスクをとり、収益向上に結びつけていくことを基本方針としております。

当社は、持株会社としてグループ全体のリスク管理に関するモニタリングを行うとともに、信託銀行連結子会社に対して適切な収益・リスク管理体制の整備等について監督・指導を行っております。

信託銀行連結子会社においては、当社の「リスク管理規程」に定めたグループ全体のリスク管理方針に基づき、各社の規模や業務特性に応じた「リスク管理規程」を別に定め、適切なリスク管理を行っております。

具体的には、市場リスクに関して中央三井信託銀行では、市場リスク管理の基本方針を「市場リスク管理規程」において定め、具体的な管理手法や各種リミットの設定・管理、また組織分離等については「市場リスク管理規則」において定めています。取引実施部門と後方事務部門を明確に分離し、両者から独立して双方を牽制するリスク管理部門としての機能を担うリスク統括部が、市場リスクを一元的に管理することにより、相互牽制が働く体制をとっております。リスク統括部においては、各種リミットの遵守状況や市場リスクの把握・分析を行い、日次で担当役員へ報告するとともに月次で経営会議へ報告しております。また、ヘッジ取引に関しましては、「ヘッジ取引管理規則」を制定し、ヘッジ取引の適切な実施・管理を行っております。

信用リスクに関しては、貸出、資金取引、デリバティブ取引等の与信関連取引に係る信用リスク管理の方針を「信用リスク管理規程」として制定し、信用リスク管理体制の整備・強化に取り組んでおります。

デリバティブ取引等のクレジットラインについては、別に定める取扱基準に則り、厳正な手続きを経て設定を行ない、ラインの遵守状況等について適切に管理しています。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	1,196	—	21	21
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,818,440	4,490,219	104,493	104,493
	受取変動・支払固定	5,709,145	4,356,431	△101,200	△101,200
	受取変動・支払変動	32,200	32,200	3,184	3,184
	金利スワップション				
	売建	95,400	21,200	△498	718
	買建	89,592	13,951	411	△27
	その他				
	売建	51,934	42,693	△18	205
買建	50,867	41,680	15	△95	
	合計	—	—	6,408	7,301

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	5,009	5,009	25	25
	為替予約				
	売建	1,454,328	4,268	36,371	36,371
	買建	1,619,135	5,074	△36,186	△36,186
	通貨オプション				
	売建	15,133	—	△1,032	△580
買建	37,280	—	1,384	849	
	合計	—	—	561	478

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	2,507	—	9	9
	買建	—	—	—	—
	株式指数オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	29,000	—	14	△125
	合計	—	—	24	△115

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	1,143	—	1	1
	買建	1,139	—	2	2

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	10,000	10,000	△5,011	△5,011
	買建	—	—	—	—

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

ブローカーの価格に基づいております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	信託銀行業 (百万円)	金融関連業 その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に 対する経常収益	207,730	31,625	239,355	—	239,355
(2) セグメント間の内部 経常収益	9,199	32,959	42,158	(42,158)	—
計	216,929	64,584	281,514	(42,158)	239,355
経常費用	154,686	31,674	186,361	(11,073)	175,287
経常利益	62,242	32,910	95,153	(31,084)	64,068

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	信託銀行業 (百万円)	金融関連業 その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に 対する経常収益	196,818	12,994	209,812	—	209,812
(2) セグメント間の内部 経常収益	8,267	17,054	25,322	(25,322)	—
計	205,086	30,048	235,135	(25,322)	209,812
経常費用	176,644	17,548	194,193	(11,301)	182,892
経常利益	28,442	12,499	40,941	(14,020)	26,920

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	信託銀行業 (百万円)	金融関連業 その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に 対する経常収益	413,081	46,018	459,100	—	459,100
(2) セグメント間の内部 経常収益	17,664	189,830	207,494	(207,494)	—
計	430,745	235,849	666,594	(207,494)	459,100
経常費用	306,053	49,722	355,776	(22,063)	333,712
経常利益	124,691	186,126	310,818	(185,431)	125,387

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 2 業務区分は、連結会社の主たる事業の内容により区分しております。「金融関連業その他」は、信用保証、リース、クレジット・カード業務等であります。
 3 追加情報

(前中間連結会計期間)

役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

なお、役員退職慰労引当金については、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正されたことに伴い、同報告を早期適用し、前連結会計年度下期から計上しております。

従いまして、前中間連結会計期間においては従来の方法によっており、変更後の方法によった場合と比べ、前中間連結会計期間の「信託銀行業」の経常費用は106百万円少なく、経常利益は同額多く計上されております。また、「金融関連業その他」については、経常費用は28百万円少なく、経常利益は同額多く計上されております。

(前連結会計年度)

負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法の引当金又は準備金並びに役員慰労退職引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で公表されたことに伴い、当連結会計年度から同報告を適用し、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり引当てる方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べ、「信託銀行業」について経常費用は6,109百万円増加、経常利益は同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	金額(百万円)
I 国際業務経常収益	24,377
II 連結経常収益	239,355
III 国際業務経常収益の 連結経常収益に占める割合(%)	10.1

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	金額(百万円)
I 国際業務経常収益	33,394
II 連結経常収益	209,812
III 国際業務経常収益の 連結経常収益に占める割合(%)	15.9

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	金額(百万円)
I 国際業務経常収益	54,639
II 連結経常収益	459,100
III 国際業務経常収益の 連結経常収益に占める割合(%)	11.9

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。

2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	628.37	450.30	512.15
1株当たり中間(当期) 純利益金額	円	38.03	13.03	70.55
潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利益 金額	円	19.82	8.11	40.03

(注) 算定上の基礎は、次のとおりであります。

1 1株当たり純資産額

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	1,088,081	867,573	1,019,214
純資産の部の合計額から 控除する金額(百万円)	467,692	346,466	513,582
(うち優先株式)	363,250	200,350	363,250
(うち定時株主総会決議によ る優先株式配当額)	—	—	4,015
(うち少数株主持分)	104,442	146,116	146,316
普通株式に係る中間期末(期 末)の純資産額(百万円)	620,388	521,106	505,632
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末)の 普通株式の数(千株)	987,289	1,157,227	987,271

2 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	35,572	13,787	71,837
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	4,015
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	—	—	4,015
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	35,572	13,787	67,821
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	935,193	1,057,859	961,239
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	0	—	4,015
うち支払利息 (税額相当額控除後)	百万円	0	—	0
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	—	—	4,015
普通株式増加数	千株	859,384	642,194	833,303
うち転換社債	千株	43	—	21
うち優先株式	千株	859,341	642,194	833,281
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—	—

(重要な後発事象)

該当ありません。

2 【その他】

第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

	(単位：百万円)
	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
経常収益	108,877
信託報酬	16,950
資金運用収益	59,493
(うち貸出金利息)	30,929
(うち有価証券利息配当金)	27,391
役務取引等収益	27,944
特定取引収益	696
その他業務収益	1,326
その他経常収益	2,466
経常費用	101,090
資金調達費用	26,312
(うち預金利息)	11,801
役務取引等費用	3,412
特定取引費用	35
その他業務費用	4,376
営業経費	37,512
その他経常費用	29,439
経常利益	7,786
特別利益	8,967
貸倒引当金戻入益	8,256
償却債権取立益	515
その他	195
特別損失	214
固定資産処分損	163
その他	51
税金等調整前四半期純利益	16,539
法人税、住民税及び事業税	3,025
法人税等調整額	7,982
法人税等合計	11,007
少数株主利益	1,411
四半期純利益	4,120

3【中間財務諸表】
 (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	21,763	2,809	137,557
有価証券	-	42,000	-
未収還付法人税等	6,058	2,894	36,894
その他	223	270	341
流動資産合計	28,045	47,974	174,793
固定資産			
有形固定資産	1 3	1 3	1 2
無形固定資産	4	6	4
投資その他の資産	676,139	724,196	724,103
関係会社株式	674,864	722,806	722,806
その他	1,275	1,389	1,297
固定資産合計	676,147	724,206	724,111
資産合計	704,193	772,180	898,904
負債の部			
流動負債			
賞与引当金	67	78	77
その他	877	1,204	1,067
流動負債合計	944	1,283	1,144
固定負債			
社債	2 105,400	2 148,100	2 148,100
退職給付引当金	688	849	822
役員退職慰労引当金	228	292	259
固定負債合計	106,317	149,242	149,181
負債合計	107,261	150,525	150,326
純資産の部			
株主資本			
資本金	261,608	261,608	261,608
資本剰余金			
資本準備金	245,011	65,411	245,011
その他資本剰余金	1,074	53,286	1,077
資本剰余金合計	246,086	118,698	246,088
利益剰余金			
その他利益剰余金	89,486	241,633	241,142
繰越利益剰余金	89,486	241,633	241,142
利益剰余金合計	89,486	241,633	241,142
自己株式	250	284	261
株主資本合計	596,931	621,655	748,578
純資産合計	596,931	621,655	748,578
負債純資産合計	704,193	772,180	898,904

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
営業収益			
関係会社受取配当金	30,249	14,349	184,405
関係会社受入手数料	1,155	1,332	2,348
営業収益合計	31,404	15,682	186,754
営業費用			
支払利息	2,346	2,823	4,581
販売費及び一般管理費	※1 1,119	※1 1,336	※1 2,379
営業費用合計	3,465	4,160	6,961
営業利益	27,938	11,521	179,793
営業外収益	82	168	124
営業外費用	※2 290	※2 267	※2 670
経常利益	27,730	11,422	179,246
税引前中間純利益	27,730	11,422	179,246
法人税、住民税及び事業税	1	1	3
法人税等調整額	△26	3	△167
法人税等合計		5	
中間純利益	27,754	11,416	179,410

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	261,608	261,608	261,608
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	261,608	261,608	261,608
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	245,011	245,011	245,011
当中間期変動額			
資本準備金の取崩	—	△179,600	—
当中間期変動額合計	—	△179,600	—
当中間期末残高	245,011	65,411	245,011
その他資本剰余金			
前期末残高	1,072	1,077	1,072
当中間期変動額			
資本準備金の取崩	—	179,600	—
自己株式の消却	—	△127,386	—
自己株式の処分	2	△4	5
当中間期変動額合計	2	52,209	5
当中間期末残高	1,074	53,286	1,077
資本剰余金合計			
前期末残高	246,083	246,088	246,083
当中間期変動額			
資本準備金の取崩	—	—	—
自己株式の消却	—	△127,386	—
自己株式の処分	2	△4	5
当中間期変動額合計	2	△127,390	5
当中間期末残高	246,086	118,698	246,088
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	70,735	241,142	70,735
当中間期変動額			
剰余金の配当	△9,003	△10,926	△9,003
中間純利益	27,754	11,416	179,410
当中間期変動額合計	18,750	490	170,406
当中間期末残高	89,486	241,633	241,142
利益剰余金合計			
前期末残高	70,735	241,142	70,735
当中間期変動額			
剰余金の配当	△9,003	△10,926	△9,003
中間純利益	27,754	11,416	179,410
当中間期変動額合計	18,750	490	170,406
当中間期末残高	89,486	241,633	241,142

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
自己株式			
前期末残高	△195	△261	△195
当中間期変動額			
自己株式の取得	△74	△127,423	△126
自己株式の消却	—	127,386	—
自己株式の処分	19	14	60
当中間期変動額合計	△54	△22	△66
当中間期末残高	△250	△284	△261
株主資本合計			
前期末残高	578,232	748,578	578,232
当中間期変動額			
剰余金の配当	△9,003	△10,926	△9,003
中間純利益	27,754	11,416	179,410
自己株式の取得	△74	△127,423	△126
自己株式の消却	—	—	—
自己株式の処分	22	10	65
当中間期変動額合計	18,698	△126,923	170,345
当中間期末残高	596,931	621,655	748,578
純資産合計			
前期末残高	578,232	748,578	578,232
当中間期変動額			
剰余金の配当	△9,003	△10,926	△9,003
中間純利益	27,754	11,416	179,410
資本準備金の取崩	—	—	—
自己株式の取得	△74	△127,423	△126
自己株式の消却	—	—	—
自己株式の処分	22	10	65
当中間期変動額合計	18,698	△126,923	170,345
当中間期末残高	596,931	621,655	748,578

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>子会社株式及び関連会社株式： 移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>その他有価証券： 移動平均法による原価法により行っております。</p>	<p>満期保有目的の債券： 移動平均法による償却原価法により行っております。</p> <p>子会社株式及び関連会社株式： 同 左</p> <p>その他有価証券： 時価のないもの 移動平均法による原価法により行っております。</p>	<p>子会社株式及び関連会社株式： 同 左</p> <p>その他有価証券： 移動平均法による原価法により行っております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 器具及び備品： 3年～6年 また、取得金額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等に償却する方法を採用しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア： 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 器具及び備品： 3年～6年 また、取得金額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等に償却する方法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p>	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 器具及び備品： 3年～6年 また、取得金額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等に償却する方法を採用しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
3 引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、前払年金費用25百万円は、「投資その他の資産」中「その他」に含まれております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異については、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(1) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、前払年金費用40百万円は、「投資その他の資産」中「その他」に含まれております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異については、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 同 左</p>	<p>(1) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、前払年金費用40百万円は、「投資その他の資産」中「その他」に含まれております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異については、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(3) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。 (追加情報) 役員退職慰労引当金については、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正されたことに伴い、同報告を早期適用し、前事業年度下半期から計上しております。</p> <p>従いまして、前中間会計期間においては従来の方法によっており、変更後の方法によった場合と比べ、前中間会計期間の経常利益は28百万円、税引前中間純利益は171百万円多く計上されております。</p>	<p>(3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
4 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左	同 左

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 1百万円 ※2 社債は全額、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額 2百万円 ※2 社債は全額、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額 2百万円 ※2 社債は全額、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1 減価償却実施額 有形固定資産 0百万円 無形固定資産 0百万円 ※2 営業外費用の主要項目 株式交付費 157百万円	※1 減価償却実施額 有形固定資産 0百万円 無形固定資産 0百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払手数料 254百万円	※1 減価償却実施額 有形固定資産 0百万円 無形固定資産 0百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払手数料 603百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

自己株式に関する事項

(単位:千株)

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末	摘要
普通株式	213	69	20	261	(注)1
第三種優先株式	—	23,125	23,125	—	(注)2

(注)1 単元未満株式の買取りによる増加、単元未満株式の処分及び転換社債の転換に伴う自己株式の充当による減少であります。

2 第三種優先株式に係る取得請求権の行使に伴う増加、及び取得した第三種優先株式の消却に伴う減少であります。

当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

自己株式に関する事項

(単位:千株)

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末	摘要
普通株式	280	60	16	324	(注)1
第三種優先株式	—	101,812	101,812	—	(注)2

(注)1 普通株式の増減は、単元未満株式の買取りによる増加、及び単元未満株式の処分による減少であります。

2 第三種優先株式の増加は、自己株式の消却を行うための取得によるもの、及び第三種優先株式に係る取得請求権の行使に伴う取得によるものであります。第三種優先株式の減少は、自己株式の消却によるものであります。

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

自己株式に関する事項

(単位:千株)

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	摘要
普通株式	213	130	63	280	(注)1
第三種優先株式	—	23,125	23,125	—	(注)2

(注)1 単元未満株式の買取りによる増加、単元未満株式の処分及び転換社債の転換に伴う自己株式の充当による減少であります。

2 第三種優先株式に係る取得請求権の行使に伴う増加、及び取得した第三種優先株式の消却に伴う減少であります。

(重要な後発事象)

該当ありません。

4 【その他】

該当ありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月17日

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	手塚	仙夫	Ⓔ
----------------	-------	----	----	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	木村	充男	Ⓔ
----------------	-------	----	----	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤	智治	Ⓔ
----------------	-------	----	----	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中央三井トラスト・ホールディングス株式会社(旧会社名：三井トラスト・ホールディングス株式会社)の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社(旧会社名：三井トラスト・ホールディングス株式会社)及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第2条第2項の業務を継続的に行っている。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月17日

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	手塚	仙夫	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	木村	充男	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤	智治	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月17日

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	手塚	仙夫	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	木村	充男	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤	智治	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中央三井トラスト・ホールディングス株式会社(旧会社名：三井トラスト・ホールディングス株式会社)の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社(旧会社名：三井トラスト・ホールディングス株式会社)の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第2条第2項の業務を継続的に行っている。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月17日

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	手塚	仙夫	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	木村	充男	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤	智治	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月25日

【会社名】 中央三井トラスト・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Chuo Mitsui Trust Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 田 辺 和 夫

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 東京都港区芝三丁目33番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長田辺和夫は、当社の第8期第2四半期(自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

